

## 新型コロナウイルス感染症の本市の対応状況について

### 1 ホームページでの情報発信（北九州市コロナ情報の充実）

資料1のとおり

### 2 イベントに関する基本方針（7月28日改定版）

資料2のとおり

### 3 5つの行動目標ポスター

資料3のとおり

### 4 日本ガーディアン・エンジェルズ北九州支部と連携した若者対策

資料4のとおり

### 5 福岡コロナ警報の発動

資料5のとおり

## ホームページでの情報発信について

## ○北九州市コロナ情報の充実

現在の北九州市の感染情報や医療提供体制等の情報を、より分かりやすく伝えるため、ホームページを充実させる。

新型コロナウイルス感染症対策ページ

※感染症対策トップページ

更新日：2020年7月31日

シェア 2,228 ツイート

新型コロナウイルス感染症に関する情報を案内する、総合案内ページです。

## 北九州市コロナ情報

現在、市内では**新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しています**。  
 これ以上の感染拡大を防ぐため、**マスクの着用など、5つの行動目標を守り、3密を避け**、ウイルスへの警戒を怠らず、十分に注意して行動してください。  
 (マスク着用にあたっては、**熱中症にご注意ください**)  
 医療体制については、福岡県と連携して十分な病床数等を確保しています。

[【北九州市内の検査状況・陽性患者の発生状況についてはこちら】](#)

[【福岡県内の病床稼働率等、医療提供体制についてはこちら（外部リンク：福岡県）】](#)



クリックすると詳細情報に移動

## 北九州市内の状況（新型コロナウイルス）

更新日：2020年8月2日

シェア 5,158 ツイート

## 市内の発生状況に関する項目

令和2年8月2日時点

項目	数値
新規感染者数	18人
直近1週間の10万人あたりの新規感染者数	8.43人
新規感染者数の直近1週間の増加（減少）比	272%
感染経路不明者数	7人
新規感染者のうち感染経路不明者の割合	39%
新規感染者のうち感染経路不明者の直近1週間の増加（減少）比	282%
PCR・抗原検査件数	319件
PCR・抗原検査陽性率	5.64%
PCR・抗原検査陽性率（直近1週間）	3.34%

▶ [県ホームページ：福岡県内の病床稼働率等、医療提供体制について（外部リンク）](#)

7/9 より情報を追加

## イベントに関する基本方針(7月28日改定版)

イベントについては、8月1日以降、人数上限(5,000人)を撤廃するとしていたが、国及び福岡県の方針を踏まえて、別紙のとおり、8月末までは現在の開催制限を維持する。

なお、全国で再び多くの感染が確認されている状況を踏まえ、あらためて所管する施設やイベントにおける感染防止対策を徹底すること。

イベント開催制限の段階的な緩和について

時期	イベント (コンサート等)	展示会等	全国的な移動を伴うもの (プロスポーツ等)	お祭り・野外フェス等(人数の管理が困難な行事)	
				全国的・広域的または 参加者の把握が困難	地域の行事かつ 参加者がおおよそ把握可能
6月19日～	【屋内】1000人以下かつ収容定員の半分程度以内 【屋外】1000人以下かつ人との距離を十分に確保 (できるだけ2m)		無観客で開催	中止を含めて慎重に 開催を検討	全国的又は広域的な人の 移動が見込まれない行事で あって、参加者がおおよそ 把握できるものは、開催可
	密閉空間で大声を発するもの、人との 間隔を十分確保できないもの等は 慎重な対応、管楽器にも注意	入場制限等により、人との間隔を十 分確保できないもの等は慎重な対応	無観客でも感染対策徹底、主催者によ る試合中・前後における選手等の 行動管理		
7月10日～ <del>7月31日</del> 8月末まで	【屋内】5000人以下かつ収容定員の半分程度以内 【屋外】5000人以下かつ人との距離を十分に確保(できるだけ2m)		感染対策徹底、主催者による試合 中・前後における選手・観客等の行 動管理	中止を含めて慎重に 開催を検討	全国的又は広域的な人の 移動が見込まれない行事で あって、参加者がおおよそ 把握できるものは、開催可
	密閉空間で大声を発するもの等は、 厳格なガイドラインによる対応	入場制限等により、人との間隔を十 分確保できないもの等は慎重な対応			

※ 赤字は、7月28日に変更となった部分です。

※ 当面8月末までの間、収容率50%及び人数制限5000人を維持します。それ以降については、国・福岡県の方針及び今後の感染状況を踏まえて判断します。

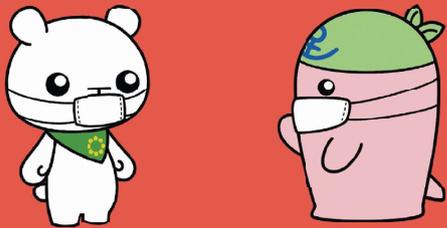
# 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために

あなたと  
あなたの  
大切な人を  
守るための

# 5つの行動目標

ウイルスとの長丁場の戦いに備えるため、今後も一丸となって感染拡大予防のための取組みを進めていく必要があります。この行動目標は感染症の拡大を防止し、みなさんのいのちと大切な人のいのちを守ります

## 1 外出するときは マスクの着用

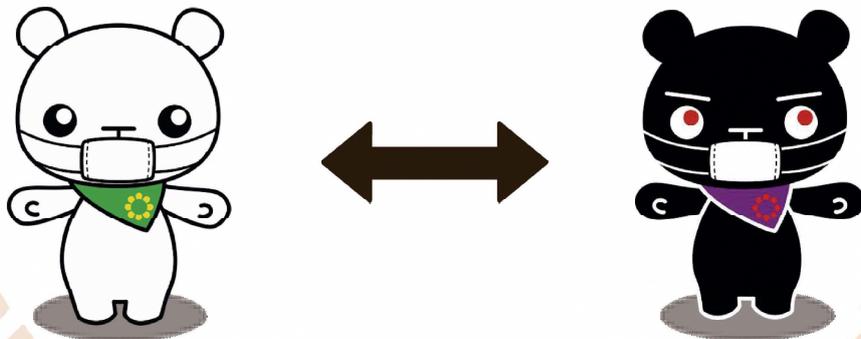


※2歳未満のマスク着用は危険な場合があります

## 4 発症した時のために 自分の行動を しっかり記録



## 2 人との距離をしっかりと確保!

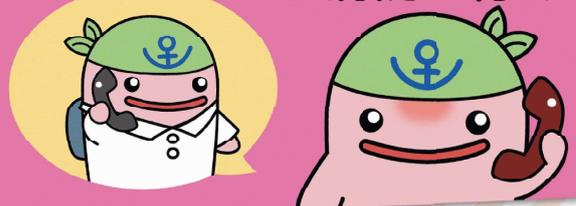


©teitan, jimo,  
City of Kitakyushu

## 3 こまめに手洗い



## 5 発熱などがある時は 事前に電話をして から病院に行く



新型コロナウイルスの相談・お問い合わせはTEL:0570-093-567まで  
聴覚障害のある方はFAX:093-522-8775までおかけ下さい

北九州市  
CITY OF KITAKYUSHU

北九州市印刷物登録番号第 2007013E

令和2年7月27日  
新型コロナウイルス感染症対策室

## 日本ガーディアン・エンジェルス北九州支部と連携した 若者対策について

昨今、北九州市内での若者への新型コロナウイルス感染症の広がりが問題になりつつあり、新型コロナウイルスの感染がさらに拡大することが懸念されています。

こうした状況下において、北九州市内の繁華街ではマスクを着用していない若者も散見されることから、感染拡大防止のため、都心部で街のパトロールを行っている「日本ガーディアン・エンジェルス北九州支部」の協力を得て、市が定めた「5つの行動目標」とマスク着用等についての啓発活動を行うことといたしました。

### 1 実施開始日

令和2年7月27日(月)～

### 2 啓発活動内容

日本ガーディアン・エンジェルス北九州支部が行う街頭パトロールの際、「5つの行動目標」などの啓発を行うほか、マスクを着用していない若者に対しては必要に応じてマスクの着用を促すなど、感染拡大防止のための啓発活動を行うもの。

### 3 活動時間

月曜日～土曜日 22時(※)～7時

日曜日 10時～19時

※水・木・金・土は20時から活動を行っています。

※活動拠点：「セイフティ・センター魚町」(小倉北区魚町3丁目 3-20 中屋ビル)

### 4 (参考)日本ガーディアン・エンジェルス北九州支部について

日本ガーディアン・エンジェルスの下部組織として2005年1月に設置。  
街頭パトロールや繁華街における青少年健全育成、まちの環境浄化等を実施している。

#### 【問い合わせ先】

新型コロナウイルス感染症対策室  
担当：辰本、永原  
Tel:582-3690

# ●事業者・県民に対する新たな要請

## 全県の事業者に対する要請

区域	福岡県全域
対象	(1) 特措法施行令第11条第1項第11号に規定する遊興施設のうち、 ① 接待を伴う飲食店(名称にかかわらず客の接待を伴うもの) ② 酒類の提供を行う飲食店(バー、ナイトクラブ等) ③ 酒類の提供を行うカラオケ店 (2) その他の酒類の提供を行う飲食店(居酒屋等)
要請内容	<ul style="list-style-type: none"><li>● 業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策に取り組んでいる旨が利用客に分かるよう掲示すること。その際、県の「感染防止宣言ステッカー」等を活用すること。</li><li>● 8月8日(土)から8月21日(金)までの間は、滞在時間を2時間以内とするよう利用客に促すこと。</li></ul>
根拠法	新型インフルエンザ対策等特別措置法第24条第9項

# 特定地域の事業者に対する要請

区域	福岡市内
対象	特措法施行令第11条第1項第11号に規定する遊興施設のうち、 ①接待を伴う飲食店(名称にかかわらず客の接待を伴うもの) ②酒類の提供を行う飲食店(バー、ナイトクラブ等) ③酒類の提供を行うカラオケ店 で、 <u>業種別ガイドラインを遵守していない店</u>
要請内容	休業協力要請
期間	8月8日(土)から8月21日(金)まで
根拠法	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

# 県民に対する要請

<p>区域</p>	<p>福岡県全域</p>
<p>要請内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下のうち、業種別ガイドラインを遵守していない店の利用を自粛すること。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特措法施行令第11条第1項第11号に規定する遊興施設のうち、                 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 接待を伴う飲食店(名称にかかわらず客の接待を伴うもの)</li> <li>② 酒類の提供を行う飲食店(バー、ナイトクラブ等)</li> <li>③ 酒類の提供を行うカラオケ店</li> </ul> </li> <li>(2) その他の酒類の提供を行う飲食店(居酒屋等)</li> </ul> </li> <li>● 遵守しているかどうかは、感染防止対策に取り組んでいる旨が分かる掲示を確認すること(県の「感染防止宣言ステッカー」等)。</li> <li>● 8月8日(土)から8月21日(金)までの間は、利用(会食や飲み会等)は2時間以内とし、2次会、3次会等は控えること。</li> </ul>
<p>根拠法</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項</p>